

# 1 移動円滑化経路

## 《基本的考え方》

- ・「公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動円滑化経路」という。）」を乗降場ごとに1以上設ける。
- ・駅舎の改札口が複数設けられている場合には、それぞれの改札口を通る経路においても高齢者、障害者等が円滑に通行できるよう整備する。

乗降場ごとに1以上設置	(1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等（公共交通の事業者が旅客の運送事業の用に供する車両、自動車及び航空機をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動円滑化経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けること。	イ 移動円滑化経路（1）
傾斜路又はエレベーター	(2) 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合においては、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合にあつては、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。  (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合においては、(2)の規定によらないことができる。	イ 移動円滑化経路（2）  イ 移動円滑化経路（3）
経路	(4) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であつて、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	イ 移動円滑化経路（4）

乗り継ぎ経路	<p>(5) 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路((6)において「乗継ぎ経路」という。)のうち、  (2) 及び(3)の「傾斜路又はエレベーター」  〔3 出入口〕の【2】、  〔4 改札口〕の【2】、  〔5 通路等〕の【2】、  〔6 傾斜路(その踊場を含む。)]の【2】  〔8 昇降機〕  に定める基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けること。</p>	イ 移動円滑化経路(5)
	<p>(6) 主たる乗継ぎ経路と(5)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p>	イ 移動円滑化経路(6)
出入口	<p>(7) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ1以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事が認める場合は、この限りでない。</p>	イ 移動円滑化経路(7)

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 移動円滑化経路における各部分の構造については、それぞれの基準に従う。
- 移動円滑化経路と乗車券販売所等及び車椅子対応トイレ等との間の経路のうち1以上は、移動円滑化経路と同様の基準を満たすこと。

## 《橋上駅の移動円滑化経路》

